平成２５年（フ）第３５０号
神戸市北区鈴蘭台東町８丁目５番２―601号
債務者　宮野原剛志
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５１号
神戸市北区鈴蘭台東町８丁目５番２―601号
債務者　宮野原幸夫
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５３号
神戸市東灘区北青木１丁目２番２―1004号
債務者　鮫島　京子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６１号
神戸市東灘区御影石町２丁目２番５号　ＭＹＫＵＮ御影102号
債務者　藤崎　麻衣
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８７号
神戸市長田区松野通３丁目２番38―609号、従前の住所神戸市須磨区堀池町２丁目２番13号
債務者　金　　和枝
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０５号
青森市富田４丁目10番28号
債務者　中畑　英博
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３６号
愛知県清須市一場1519番地　サント・バンビーナ106
債務者　薬師寺秀崇
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２５号
大阪市平野区加美鞍作１丁目３番33号
債務者　橋野絵津子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５８号
大阪市大正区千島３丁目12番４号ゼニスコート大正303号
債務者　山本　　恵
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１３９号
大阪市北区浪花町２番17号
債務者　桐井　久和
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７２号
大阪市生野区新今里３丁目20番17―110号
債務者　関戸　寛美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４７３号
大阪市東住吉区住道矢田７丁目５番５号　Ｒｉｏｒａ23―407号
債務者　山崎　真美（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４９４号
大阪市此花区春日出南２丁目７番３号
債務者　小林　悦子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６２３号
大阪府枚方市長尾家具町１丁目12番地の77
債務者　手島　房子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６２４号
大阪府高槻市東五百住町２丁目19番２号
債務者　内山　佳奈（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６２５号
大阪市生野区巽南３丁目10番19―4101号、前住所大阪市東住吉区北田辺３丁目14番１―1004号
債務者　畑中　昌史
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６２９号
大阪府寝屋川市御幸東町29番15号、前住所大阪府門真市堂山町25番38―14号
債務者　三砂　香織
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部